

堺障サ第 2750 号
令和 4 年 3 月 25 日

指定自立生活援助事業所 管理者 様
指定一般相談支援事業所 管理者 様
指定特定相談支援事業所 管理者 様

堺市 障害福祉サービス課長
中 嶋 英 貴
(公 印 省 略)

令和4年度当初における届出等について（通知）

平素は、本市の障害福祉行政の推進に御理解及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、年度当初に届出を要する事項等について、下記のとおり通知いたしますので、根拠法令、関係法令等を十分御確認の上、必要に応じて適切に対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 令和 3 年度報酬改定に係る事項について

(1) 虐待防止対策の強化について

令和 3 年度報酬改定における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「障害福祉サービス基準省令」といいます。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号。以下「一般相談支援基準省令」といいます。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「特定相談支援基準省令」といいます。）の一部改正により、虐待防止対策の強化を図る趣旨で、障害福祉サービス基準省令第 40 条の 2、一般相談支援基準省令第 36 条の 2 及び特定相談支援基準省令第 28 条の 2 の規定がそれぞれ設けられています。これらの規定の適用に当たっては、令和 4 年 3 月 31 日までの期間においては努力義務とされていますが、令和 4 年 4 月 1 日以後は、これが法的義務となります。

(2) 上述の(1)に伴う事業所等の運営規程の整備について

令和 4 年 4 月 1 日から、障害福祉サービス基準省令第 40 条の 2、一般相談支援基準省令第 36 条の 2 及び特定相談支援基準省令第 28 条の 2 の規定が法的義務として適用されることを踏まえ、運営規程の整備（改正等）が必要となる事業所においては、以下に記載の本市ウェブサイトに掲載しているひな型等も参考にし、遅滞なく対応してください。

なお、運営規程の整備がこれらの規定の法的義務化に伴う改正又は上述のひな型を参考にした文言・字句の補正等の規定整備（実質的な内容の変更を伴わないものに限ります。）のみである場合については、変更届出書（堺市規則様式第 21 号の 3）の提出は不要とします（ただし、今後、必要に応じて運営規程の内容等について本市から確認等を行うことがあります

ので、必要な整備は遺漏なく行ってください。)

※これら以外の内容についての運営規程の変更がある場合は、通常どおり変更後 10 日以内に
変更届出書の提出が必要ですので留意してください。

堺市トップページ>健康・福祉>福祉・介護>障害福祉>事業者向け情報>障害福祉サービス事
業者指定・実地指導>新規申請について
(https://www.city.sakai.lg.jp/kenko/fukushikaigo/shogaifukushi/jigyousya/syofuku_jigyousya/syofuku_shinki.html)

(3) その他

上記に掲げるもののほか、基準省令等を十分確認いただき、令和 3 年度報酬改定等に伴い
必要な対応がある場合は、遺漏なく行ってください。

2 地域移行サービス費について（地域移行支援）

指定地域移行支援事業所で令和 4 年 4 月 1 日から地域移行支援サービス費の区分の変更を希
望される場合は、**令和 4 年 4 月 15 日（金）までに届出が必要**です。必要書類については個別に
下記の間合せ先まで相談してください。

【問合せ先】

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

健康福祉局 障害福祉部

障害福祉サービス課 事業者係

電 話 072-228-7510

ファックス 072-228-8918

電子メール jigyo-shosui@city.sakai.lg.jp